

告 示

埼玉県告示第二百五号

私立学校振興助成法施行規則（令和六年文部科学省令第二十九号）第二条第四号の規定に基づき、知事を所轄庁とする学校法人に係る同号に掲げる所轄庁が定める書類を次のとおり定め、令和七年四月一日から施行し、令和七年度に係る私立学校振興助成法（昭和五十年法律第六十一号）第十四条第二項に規定する計算書類及びその附属明細書とともに提出する書類から適用する。

令和七年三月二十八日

埼玉県知事 大 野 元 裕

人件費支出内訳表が私立学校振興助成法施行規則第五条の定めるところにより作成されているかどうかに関する公認会計士（公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。）又は監査法人の監査報告